

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	変動金利型定期預金 [単利型]
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・定 型 方 式…1年、2年、3年 ・満期日指定方式…1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上（総合口座の場合は、1万円以上） ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入金額により預入日より6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金又は自由金利定期預金（M型）の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により、適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔預入日から6ヵ月毎に変更される利率〕×70％）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	・個人の方の利息には20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります。 ・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・個人の方で自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5％上乗せした利率。） ・個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数について別紙の表4の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について別紙の表4の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）を支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。